

1 審査会の結論

審査請求人が瀬戸市情報公開条例（平成12年瀬戸市条例第5号。以下「条例」という。）第5条の規定により、令和2年11月13日付けで行った文書「 」に対する指導や応対に関する記録の総て（2017.4～現在）」の開示請求に対し、瀬戸市長（以下「処分庁」という。）が令和2年11月27日付け2瀬都計第808号で行った公文書一部開示決定の処分については、条例第7条第2号に規定する氏名等の個人を識別することができる情報及び個人の内心に係る情報並びに条例第7条第3号に規定する法人の営業・販売活動の状況に関する情報（別紙のとおり）を除き開示すべきである。

2 審査請求人の主張の趣旨

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、条例第5条の規定により、審査請求人が令和2年11月13日付けで行った開示請求に対し、処分庁が令和2年11月27日付け2瀬都計第808号で行った公文書一部開示決定の処分について、不開示とした部分の開示を求めるものである。

(2) 審査請求の主たる理由

審査請求人の主張する審査請求の主たる理由は、おおむね次のとおりである。

ア 条例第7条第2号及び第3号の適用について

開示された文書の打合せ記録（平成29年5月8日）は、事業者の駐車場造成・建設工事に係る一連の問題の中の1件である。その内容は、2種の建造物を無届け無許可で建造した違法行為に関する打合せの相談記録であり、行政側からの指示の記述から始まり、事業者が反論し意見交換をし、結論を出したであろう内容は、ほとんどが不開示とされた。違法行為を正すやりとりの中で、個人や法人の正当な利益を害するとの判断であれば異を唱えるものではないが、おそれがあるとの不明確であいまいな根拠に基づいており、法を軽視し公正さを欠いた判断であると言える。よって、条例第7条第2号及び第3号の不当な適用である。

イ 条例第7条第5号の適用について

工事と使用の停止、許可申請、建造物自体の扱い等相談されるべき内容や経過が不開示となり、知る権利を侵害された住民は何も判らず混乱する。処分庁の処分が住民に混乱を招いているのであり、民意をくみ取ろうとする姿勢を全く欠如している。よって、条例第7条第5号の適用は見当違いである。

ウ 条例第7条第6号の適用について

事務事業が多岐にわたり手間や時間のかかることは理解できるが、事務事業を適切に遂行すれば支障が出るものではないと考える。違法行為の是正を処理すべき件

である。公にすると支障が出る事務事業があるとの判断は、恣意的であり自らの都合のいい解釈によるものである。

3 処分庁の説明の趣旨

処分庁の説明はおおむね次のとおりである。

(1) 条例第7条第2号の適用について

当該情報は、事業者個人の趣味等に関する発言や処分庁及び事業者以外の第三者の個人の思想に関する発言、居住町名及び氏に関する情報であり、公になることにより個人の権利利益を害する恐れがあるためである。

(2) 条例第7条第3号の適用について

当該情報は、 地内の建築物及び構造物の設置状況に係る処分庁からの指導及びそれに対する事業者の返答が記載されており、法律等の違反行為の有無など、公となることにより法人の活動利益を害するおそれがあるためである。

(3) 条例第7条第5号の適用について

当該情報は、処分庁及び国等の審議、検討又は協議に関する内容であり、その内容が、記録時点のものであり、条件等により記載されている判断が異なる等未成熟な情報であって、公にすることにより住民に不確実な理解や誤解を与えたり、混乱を招くおそれがあるためである。

(4) 条例第7条第6号の適用について

当該情報は、事業者に対する指導等の内容であり、指導等の内容等を逐一開示することになれば、今後の指導等の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

4 審査請求に係る経過

令和2年11月13日	審査請求人から処分庁へ公文書開示請求書の提出
令和2年11月27日	処分庁は公文書一部開示決定をし、通知書を送付
令和3年3月1日	審査請求人から審査庁へ審査請求書を提出
令和3年3月22日	審査請求人から審査庁へ審査請求書の補正を提出
令和3年3月31日	審査庁から処分庁へ弁明書提出を依頼
令和3年4月13日	処分庁から審査庁へ弁明書を提出
令和3年4月16日	審査庁から処分庁へ弁明書再提出を依頼
令和3年4月20日	処分庁から審査庁へ弁明書を再提出
令和3年4月23日	審査庁から審査請求人へ反論書提出を依頼
令和3年5月11日	審査請求人から審査庁へ反論書を提出
令和3年5月26日	審査庁において口頭意見陳述聴取を実施
令和3年7月2日	審査庁から情報公開・個人情報保護審査会へ諮問書の提出
令和3年7月28日	第1回審査

5 審査会の判断の理由

(1) 審査請求人は、次のように主張している。

開示請求に至るまでの経緯として、事業者が町内に駐車場を造成する中で、不誠実な対応をしていると感じることがあり、処分庁の指導等の状況を確認したかったことが挙げられる。

不誠実な対応については、処分庁以外の行政機関（以下「他の機関」という。）にも及んでいたことから、当該他の機関に対して開示請求を行っている。他の機関が開示した文書では、指導内容及び指導に対する事業者の回答も開示されており、開示された内容を基に、審査請求人は問題解決に向けて検討し、判断することができた。

一方で、処分庁は、条例第7条第2号、第3号、第5号及び第6号に該当すると説明しているが、このことは条例を拡大解釈し、本件に対する処分庁の事務の不手際を隠蔽しているように感じる。また、処分庁は、違反の有無及び指導の内容は開示しないという前提で事務を進めているとも説明しており、条例第1条に規定する「市民的確な理解と批判の下にある公正で民主的な行政の推進」に反した姿勢で取り組んでいる点が全く納得できない。

(2) これに対して処分庁は、次のように説明している。

不開示とした情報の多くは、違反の是正に係る経過を記録したものである。違反の是正に当たり「こうした方がいい」や「こうしていく」等の方向性を出していく中で、その時点での曖昧な表現であることから、開示すると他の方に間違った知識を公表してしまう可能性があること、また、公表していくことで今後の是正措置に当たり違反行為と思われる方の所に行く際に、対応してもらえない可能性が高いことから、指導内容については不開示という方向で考えている。

(3) そこで、本審査会は、開示文書について処分庁が不開示とした点を中心として、調査し、審査を行った。

ア 本件審査請求は令和3年3月1日に提出されたものであるが、同様の審査請求を受け本審査会は、令和3年5月27日に答申している。令和3年5月27日の答申を受け、本件において不開示としている箇所のうち、処分庁の考え方が変わったところがないか確認したが、処分庁は、考え方で変わったところはないとの回答であった。

イ 本件に係る一部開示した文書のうち、不開示としている箇所の代表的なものについて、具体的にどのような理由で不開示としたのか確認した。処分庁は次のように回答している。

(7) 条例第7条第2号については、個人が発言している箇所であったことから、発言者が特定されてしまう可能性がある。

(4) 条例第7条第3号については、事業者が駐車場を利用するに当たり予定している計画であることから、事業計画に該当する。

(ウ) 条例第7条第6号については、来庁者への対応内容であったことから、開示すると事業者には是正指導できなくなる可能性があるため、途中経過については未成熟な情報であることから不開示としている。

ウ 令和3年5月27日の答申でも述べており繰り返しとなるが、ア及びイで確認したとおり、処分庁の主張は以下の3点において抽象的かつ恣意的である。第1に、開示することで、具体的にどのように法人の権利利益を害するおそれがあるのかの説明が不十分である。第2に、条例第7条第3号アに規定する「正当な利益」として保護されるべき将来の計画とは、事業者が事業をどのように展開していくかを不開示とするものであるが、本件の違反行為の是正対応を将来の計画と解釈するには無理がある。第3に、調査に応じてもらえなくなる可能性があるとの説明は、法に基づく立入権限を行使し、強制的に調査することも可能であることを考慮すると、条例第7条第6号に規定する円滑な行政執行を妨げ、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとまでは言えない。

事業者と住民との紛争をいたずらに広げたくないという配慮については一定程度理解しうるが、処分庁が主張する開示・不開示の判断は、「開示することで、不快に思われるかもしれないとか、トラブルになるかもしれないという基準」で整理しているように思われる。これは、開示・不開示の基準としては非常に曖昧であり、さじ加減で実施していると誤解されかねない。

以上のことから、不開示とした情報は、条例第7条第2号（氏名等の個人を識別することができる情報及び個人の内心に係る情報を除く。）、第3号、第5号及び第6号に該当するものとは言えない。

6 結論

以上のことから、本件については、上記1のとおり判断した。

7 補足意見

本審査会の結論及びその判断の理由については以上のとおりであるが、処分庁の情報公開に係る基本的な姿勢について、補足的に意見を述べる。

本件の場合、是正指導する中で個人情報又は法人の将来的な設計等を除き不開示とする理由は何らない。指導の内容をしっかりと開示した上で、住民の意見を聞き、適正かつ透明性の高い市政運営していくことが条例の本旨である。処分庁が行った開示・不開示の決定は、処分庁が事業者を指導していく上での配慮に基づき判断されており、こうした開示・不開示の基準は、曖昧かつ恣意的になりがちである。公文書に記載される情報は、原則開示すべきであり、保護されるべき客観的な根拠が明確にある場合に限り、不開示決定をすべきである。

なお、開示されている情報のうち、駐車場を造成した事業者の取引先の事業者については、法人の営業・販売活動の状況に関する情報であり、条例第7条第3号に規定する

「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」に該当するため、不開示とすべきであったので、処分庁においては、この趣旨を十分に理解し、適正な運用を行われたい。

処分庁が不開示とした処分について妥当であると判断する情報

相談案件のうち、

- 1 H30. 5. 21、H30. 5. 23、H30. 6. 13、H30. 6. 25、R2. 3. 19、R2. 3. 24、R2. 5. 7、R2. 5. 25、R2. 6. 8、R2. 6. 15、R2. 6. 22、R2. 7. 20、R2. 10. 20、R2. 10. 29、R2. 11. 2及びR2. 11. 9の個人を特定する情報（氏名等）
- 2 R2. 7. 7の個人の内心に係る情報
- 3 R2. 6. 15及びR2. 10. 29の法人の営業・販売活動の状況に関する情報（取引先の事業者名）

現地確認等報告（令和2年6月15日分）「5 内容」のうち、

- 1 法人の営業・販売活動の状況に関する情報（取引先の事業者名）
- 2 個人を特定する情報（氏名等）

現地確認等報告（令和2年7月7日分）「5 内容」のうち、

- 1 R2. 7. 7の個人の内心に係る情報

現地確認等報告（令和2年10月29日分）「5 内容」のうち、

- 1 法人の営業・販売活動の状況に関する情報（取引先の事業者名）
- 2 個人を特定する情報（氏名等）